介護サービス事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課事 業 者 指 導 担 当 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る通所系サービス事業所の臨時的な取扱いの変更 について(通知)

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。 さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、通常とは異なるサービス提供 を行う場合の取扱いに関して、令和2年5月1日付け02静保健介第560号(以下、「第560 号」という。)にて、本市の取扱いを示しております。

この度、静岡県福祉指導課より通所介護事業所の介護報酬等の臨時的な取扱いが示されたことから、本市では、下記のとおり第560号の取扱いを一部変更いたしますので、内容を確認の上、対応いただきますようお願いします。

記

1 対象事業所

通所介護事業所、(介護予防) 通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、(介護予防) 認知症対応型通所介護事業所、通所介護相当サービス事業所、運動型通所サービス事業所

2 変更箇所

(1) 電話での安否確認による加算の取扱いについて

第560号「3 加算・減算について」(2)にて、利用者に直接のサービス提供を要する加算については、算定不可としていましたが、加算の算定要件に沿った内容の確認や助言を行った場合、算定を可能とします。

<変更前>

入浴介助加算や個別機能訓練加算等、利用者に直接のサービス提供を要する加算については、通常時においても、サービス提供の実績で判断するため、電話での安否確認のみでは算定できません。

<変更後>

利用者に直接のサービス提供を要する加算については、加算の算定要件に沿った内容 の確認や助言を行った場合、加算を<u>算定することができます</u>。

なお、加算を算定することについて、利用者に事前に説明し、同意を得てください。

(2) 送迎減算の取扱いについて

第560号「3 加算・減算について」(3)にて、一律送迎減算を適用するとしていましたが、通常時に送迎を行っていた利用者については、減算を適用しない取扱いを可能とします。

<変更前>

送迎減算については、利用者宅と事業者間の移動がないため、通常時の算定の有無に かかわらず、減算となります。

<変更後>

居宅サービス計画書に基づいて、通常提供しているサービスが提供されていた場合 に、送迎を行っていた利用者については、<u>減算をしない取扱いが可能</u>です。減算をしな い取扱いに変更する場合は、その旨を事前に利用者に説明してください。

なお、従前から送迎を行わず、減算をしていた利用者については、引き続き減算をしてください。

3 留意事項

- (1) 本取扱いは、6月のサービス提供分から適用します。
- (2) 本取扱いは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、臨時的・限定的に行うものです。
- (3) 本取扱いは、今後、厚生労働省等からの通知等、状況の変化により変更する場合があります。

4 参考通知

- ・令和2年5月1日付け02静保健介第560号 「新型コロナウイルス感染症に係る通所系サービス事業所の臨時的な取扱いについて(通知)」
- ・令和2年6月8日付け静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所の介護報酬等の臨時的な取扱いについて(通知)」

<問い合わせ先>

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課 事業者指導第1係(地域密着型サービス)

事業者指導第2係(居宅サービス)

電話:054-221-1088 (1係) / 054-221-1377 (2係)

FAX: 054-221-1298

メール: kaigohoken@city. shizuoka. lg. jp